

H28

H29

H30

R2

児童福祉法改正

- 子どもが権利の主体であることが位置づけられる
- 子どもの家庭養育優先の原則が明記される

新しい社会的養育ビジョン

- 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において取りまとめ

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

- 新たな県計画を策定するにあたり踏まえるべき留意点の取りまとめ

◆子どもの権利擁護の取組

- ・子どもの意見聴取及び十分な説明
- ・第三者評価の実施
- ・子どもが意見表明できる支援体制の構築 等

高知県社会的養育推進計画 (R2年度からR11年度までの10年間)

◆代替養育を必要とする子どもへの支援

- ・里親家庭等における養育の推進
- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進 等

◆社会的養護の子どもの自立支援

- ・社会的養護自立支援事業を活用した措置解除後の支援
- ・児童自立支援施設を退所した子どもへの支援 等

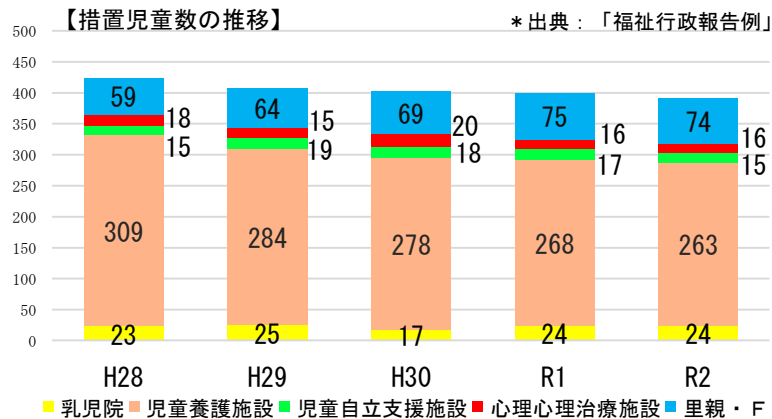
子どもの権利擁護の取組

■一時保護児童意見聴取事業 (R3.1月～)

- ・事業の委託：高知弁護士会に所属する弁護士8名
- ・対象児童：一時保護所において保護中の小学5年生以上の児童
- ・意見聴取の頻度：月2回
- ・聴取内容：①一時保護の理由や今後の見通しについて説明を受けているか
②一時保護所の日課や生活のルールに対する意見
③職員に気持ちを聞いてもらっているか 等
- ・実施件数：R2年度 (R3.1月～3月) 3回実施・10名
R3年度 (R3.4月～11月) 13回実施・34名
※参考 R2年度一時保護児童数 (小学生以上) : 156名

代替養育を必要とする子どもへの支援

■過去5年間における施設入所児童数は横ばいの傾向にあるが、里親委託数は増加している。



	H30.4	R1.4	R2.4	R3.12
里親登録数	72組	82組	90組	113組
委託児童数	64人	69人	73人	95人
委託率	16.9%	19.0%	19.7%	26.5%

社会的養護の子どもの自立支援

■社会的養護自立支援事業 (3事業所)

- 事業内容：①児童養護施設等の退所を控えた子ども等への支援
②退所後の支援

【R2年度実績】 (単位：人)

	不安等の相談支援 (退所前)	生活相談支援 (退所後)	進学・就職相談支援 (退所後)
実人員	209	169 (うちR1退所者：12)	10 (うちR1退所者：2)
延人数	1484	3700	225

【R2年度高卒者の状況】 (単位：人)

高卒者	全体	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設
R2年度卒業者数	25	7	17	1	-
進学	9	1	8	0	-
就職	14	6	7	1	-
その他	2	0	2	0	-
うち措置解除	21	7	13	1	-

■H30.2月に調査した結果では、児童養護施設等へ入所していた子どものうち、

- ・特別支援学校や特別支援学級へ通学する児童は21%
- ・常時の行動観察などの特別な支援の必要な子どもが38%
- ・複数の逆境的体験(※)を経験しており問題行動等の発現が見込まれる子どもが35%であった
(※)虐待を受けたことがある、家庭内でDVがある等の経験をしている子ども

■現状において、ケアニーズの高い子どもを里親家庭で養育することは困難な面があり、「できる限り良好な家庭的環境」である児童養護施設等において養育するため、小規模かつ地域分散化された施設環境の整備を進めている。

種別	H27	R1	R3
地域小規模	3か所	3か所	3か所
分園型グループケア	5か所	5か所	5か所
施設内グループケア	14か所	18か所	20か所

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養育を行う施設を「地域小規模児童養護施設」、各グループごとに居室、居間及び食堂等を有しており、本体施設の敷地外において実施するものを「分園型小規模グループケア」、本体施設内において実施するものを「施設内小規模グループケア」という。